

名古屋造形同窓会会則

〔名 称〕 第 1 条 名古屋造形同窓会は、名古屋造形芸術大学大学院、名古屋造形芸術大学、名古屋造形芸術短期大学の卒業生で組織します。（以下本会という）

〔目 的〕 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、地域文化の発展に寄与することを目的とします。

〔事 業〕 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行ないます。

- 会員名簿の発行
- 機関誌の発行
- 懇親会の開催
- 会員の活動援助
- 準会員に必要な援助
- そ の 他

〔組 織〕 第 4 条 本会は、正会員、特別会員、準会員をもって組織します。

- 正 会 員……本学卒業生（本学に一時在籍した者で入会希望者は役員会の承認を得て入会できます。）
- 特別会員……本学教職員及び旧教職員
- 準 会 員……本学在学学生

〔役 員〕 第 5 条 本会は、次の役員を置きます。

- 会 長 1 名
- 副会長 2 名
- 会 計 1 名
- 会計監査 2 名
- 事務局長（機関誌発行） 1 名
- 幹 事 若干名
- 企画委員 若干名
- 参 与（役員経験者他）

〔役員を選出〕

第 6 条 会長、副会長、会計、会計監査は代議員会において互選します。

事務局長、幹事、企画委員は会長の任命によります。

（学外副会長は会長の補佐をする。学内副会長は学内事務管理を代行する。）

〔代議員〕 第 7 条 代議員は原則として各コース、各類 6 名の選出代議員により構成します。

〔役員、代議員の任務〕

第 8 条 本会の役員及び代議員の任期は 2 年とし、再選を妨げません。

〔役員、代議員の解職〕

第 9 条 役員、代議員のうち本会の対面を著しく損なうと認められた時は、代議員会の決議をもって解職することができます。

〔役員会〕 第 10 条 役員会は会長がこれを召集します。

- 1) 役員会は、本会の最高執行機関です。

〔代議員会〕

- 第 1 1 条 代議員会は会長がこれを召集します。
- 1) 代議員会は、本会の最高決議機関です。
 - 2) 代議員会は、役員会が必要と認めた時、又は正会員の 10 分の 1 以上の要求があったとき、会長はこれを召集しなければなりません。
 - 3) 議長は、代議員会において互選します。
- 第 1 2 条 代議員会の決議は出席正会員の過半数の賛否によって定めます。
(ただし委任状は代議員会に委任する。)
- 第 1 3 条 代議員会において次のことを行ないます。
- 本会会則の改正の承認
 - 事業計画の承認
 - 決算及び予算案の承認
 - 会計監査報告
 - その他

〔会 計〕 第 1 4 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始め翌年 3 月 31 日を決算とし、
会計報告をしなければなりません。

〔評議員〕 第 1 5 条 学校法人同朋学園の寄附行為に基づく評議員は、本会会長または、
会長が任命した者がこれにあたります。

〔会 費〕 第 1 6 条 本会の運営は会費及び寄付によります。

- 1) 会員は終身会費 30,000 円を納めなければなりません。
- 2) 特別会員は寄付によります。

〔会則の改正〕

第 1 7 条 本会会則の改正は、代議員出席者の 3 分の 2 の承認を得なければ
なりません。

〔支 部〕 第 1 8 条 会員は代議員会の承認を得て、支部を結成することができます。

〔附 則〕 第 1 9 条

- 1) 本会は、名古屋造形芸術短期大学（昭和 42 年 4 月開学）、
名古屋造形芸術大学（平成 2 年開学）の両同窓会役員会が合意
のもとに、平成 9 年 2 月 10 日に名古屋造形芸術短期大学同窓
会合併設立代議員会及び平成 8 年 1 月 8 日に名古屋造形芸術
大学同窓会総会を開催し、承認、発足する。
- 2) 本会会則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行します。
- 3) 本会会則は、平成 10 年 6 月 14 日より施行します。
- 4) 本会会則は、平成 20 年 6 月 29 日より施行します。
- 5) 本会会則は、平成 24 年 6 月 24 日より施行します。